⑹　不要財産に係る国庫納付について

不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類		土地及び建物（東久留米宿舎、上大岡宿舎、宝塚宿舎、小金井宿舎、千里山宿舎、高槻宿舎）						
帳簿価格	資産名称	東久留米宿舎	上大岡宿舎	宝塚宿舎	小金井宿舎	千里山宿舎	高槻宿舎	合　　計
	取得価格	81,147,887円	328,207,516円	154,438,243円	113,803,872円	169,805,519円	370,696,482円	1,218,099,519円
	減価償却 （うち減損損失）	23,152,620円 (4,482,650円)	142,609,442円 (91,765,698円)	76,328,691円 (54,613,727円)	43,360,342円 (19,438,760円)	79,674,179円 (58,145,566円)	262,869,308円 (192,052,838円)	627,994,582円 (420,499,239円)
	帳簿価格	57,995,267円	185,598,074円	78,109,552円	70,443,530円	90,131,340円	107,827,174円	590,104,937円
不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎ほかを国庫返納することとされたことにより、宿舎としての用途を廃止したため。						
国庫納付等の方法		譲渡収入による納付 （通則法第46条の２第２項）						
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		東久留米宿舎	上大岡宿舎	宝塚宿舎	小金井宿舎	千里山宿舎	高槻宿舎	合　　計
		66,431,000円	176,996,000円	66,100,000円	92,162,000円	85,111,000円	95,110,000円	581,910,000円
国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額		3,050,847円	1,332,025円	1,771,308円	1,181,385円	1,321,183円	1,414,941円	10,071,689円
国庫納付等の額		63,380,153円	175,663,975円	64,328,692円	90,980,615円	83,789,817円	93,695,059円	571,838,311円
国庫納付等が行われた年月日		平成28年10月28日			平成29年３月14日			
減資額		81,147,887円	328,207,516円	154,438,243円	113,803,872円	169,805,519円	370,696,482円	1,218,099,519円

㈱　地方公共団体及びその他民間等への払戻額はありません。

⑺　国庫納付及び資本金の減少について

承継債権管理回収勘定は、機構法附則第５条の２第６項から第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項から第６項に基づき、回収元本及び積立金について定められる期日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることとなっております。

なお、平成28年度においては、166,251,881,055円を国庫納付し、資本金を136,340,229,496円、利益剰余金を29,911,651,559円減少させております。

⑻　年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

⑼　承継教育資金貸付けあっせん勘定について

承継教育資金貸付けあっせん業務は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度より業務を休止しております。

なお、平成28事業年度の財務諸表の承認日をもって承継教育資金貸付けあっせん勘定の廃止を予定しております。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（平成29年９月１日）

（単位：百万円）

科　　目	金　額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益（又は当期未処理損失）	△　4,178	43	△　2,969	0	0	25,346	—	18,242
当期総利益（又は当期総損失）	△　34	43	△　152			25,346		25,202
前期繰越欠損金	△　4,144		△　2,816					△　6,960
Ⅱ　利益処分額（又は損失処理額）								
積立金		43		0	0	25,346	—	25,390
Ⅲ　次期繰越欠損金	△　4,178		△　2,969					△　7,147